

プロポーザル実施要領等に関する質問回答

No.	質問箇所				質問内容	回答																																																																								
	書類名	ページ	項番	項目																																																																										
1	プロポーザル実施要領	8	13	(1)	企画提案書作成にあたり、様式8-2、8-3の綴り方をご教示ください。 (様式ごとで一纏めにすると非常に見難い状態になります。)	様式8-2、8-3については、事業体ごとに纏めて下さい。 (例えば、様式8-2(〇〇市)のような形で事業体ごとに纏めて下さい。)																																																																								
1	富田林市 仕様書	富-25	第7節	3 (3)	【市ウェブサイト掲載資料を作成すること】とは具体的にどのような資料を作成するのか、ご教示ください。	ウェブサイトに掲載している「富田林市排水設備工事指定業者一覧表(地域別)」のことを指します。 この表は、業者の新規登録や削除、記載事項変更などにもない随時更新しているため、変更作業が発生します。																																																																								
2	富田林市 仕様書	富-28	第9節	1 (3)	口径40mm以上のメーターについて故障は何件発生したのか、直近3年分をご教示ください。	令和3年度 口径40mm×1件、令和2年度0件、令和元年度0件となります。																																																																								
3	富田林市 仕様書	富-28	第9節	1 (3)	付帯工事についての種類と負担区分および、取替時に老朽化した鉛管から漏水が発生した場合の修繕費の負担区分もご教示ください。 また、受注者が負担する場合、年度毎の工事発生件数と工事費用をご教示ください。なお、今後材料費の高騰により委託料の範囲を超えることがあれば、別途協議は可能でしょうか。	経年劣化した給水装置については、原則、事前に使用者の承諾を得たのち取替作業を行うこととなります。経年劣化かどうか見分けがつかない場合は、その都度、発注者と協議し、対応することとなります。 年度毎の工事発生件数及び工事費用の平均は、それぞれ約60件、約84万円(税込)となります。 これに伴う委託料については、出来高精算となりますので、材料費等の高騰等には別途協議は可能です。																																																																								
4	富田林市 仕様書	富-28	第9節	1 (3)	パッキンやプラグなどの消耗品の負担区分をご教示ください。	発注者負担となります。																																																																								
5	富田林市 仕様書	業務内容及び業務実施の概要	18		メーター取替業務で年間件数が記載されていますが、委託期間中の年度別、口径別の交換件数をご教示ください。また、令和11年度の貴市支払限度額には8ヶ月分ではなく、当該年度内の全取替予定分が含まれているのかご教示ください。	メーターの年度別、口径別の交換件数は以下のとおりとなります。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>φ13</th> <th>φ20</th> <th>φ25</th> <th>φ40</th> <th>φ50</th> <th>φ75</th> <th>φ100</th> <th>φ150</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6</td> <td>907</td> <td>3,625</td> <td>316</td> <td>44</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>1,410</td> <td>3,887</td> <td>34</td> <td>53</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>1,276</td> <td>3,414</td> <td>256</td> <td>25</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R9</td> <td>2,584</td> <td>5,258</td> <td>190</td> <td>46</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R10</td> <td>2,138</td> <td>7,342</td> <td>1,035</td> <td>79</td> <td>21</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R11</td> <td>570</td> <td>2,583</td> <td>112</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,885</td> <td>26,109</td> <td>1,943</td> <td>263</td> <td>69</td> <td>33</td> <td>15</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、令和11年度については、8か月分のメーター取替費用が支払限度額に含まれています。</p>		φ13	φ20	φ25	φ40	φ50	φ75	φ100	φ150	R6	907	3,625	316	44	21	12	5	2	R7	1,410	3,887	34	53	11	10	3	0	R8	1,276	3,414	256	25	5	5	0	0	R9	2,584	5,258	190	46	4	2	0	1	R10	2,138	7,342	1,035	79	21	2	1	1	R11	570	2,583	112	16	7	2	6	0	計	8,885	26,109	1,943	263	69	33	15	4
	φ13	φ20	φ25	φ40	φ50	φ75	φ100	φ150																																																																						
R6	907	3,625	316	44	21	12	5	2																																																																						
R7	1,410	3,887	34	53	11	10	3	0																																																																						
R8	1,276	3,414	256	25	5	5	0	0																																																																						
R9	2,584	5,258	190	46	4	2	0	1																																																																						
R10	2,138	7,342	1,035	79	21	2	1	1																																																																						
R11	570	2,583	112	16	7	2	6	0																																																																						
計	8,885	26,109	1,943	263	69	33	15	4																																																																						
6	富田林市 仕様書	貸与品・支給品一覧等			貸与品であるページプリンタのインクトナーやドラムユニットは支給品でよいか、ご教示ください。	ページプリンタのインクトナー及びドラムユニットについては、受託者負担となります。																																																																								

プロポーザル実施要領等に関する質問回答

No.	質問箇所				質問内容	回答												
	書類名	ページ	項番	項目														
1	羽曳野市 仕様書	24	第9節	121	【メーター使用回数集計表を作成】とありますが、どのような集計表なのでしょう。また、既存システムから抽出することは可能かどうか、併せてご教示ください。	メーター使用回数集計表については、使用しない予定のため、作成は不要です。 仕様書の当該箇所についても削除予定としております。												
2	羽曳野市 仕様書	27	第11節	137	直近3年間の給水装置工事申請書の受付件数並びに竣工検査実施件数をご教示ください。	下表のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> </tr> <tr> <td>申請受付</td> <td>681</td> <td>625</td> <td>612</td> </tr> <tr> <td>竣工検査</td> <td>783</td> <td>792</td> <td>731</td> </tr> </table>		R2	R3	R4	申請受付	681	625	612	竣工検査	783	792	731
	R2	R3	R4															
申請受付	681	625	612															
竣工検査	783	792	731															
1	柏原市 仕様書	5	第1章	第3条2	毎月検針の検針件数及び検針日をご教示ください。	R4年度実績 9,060件/年 755件/月 毎月1日～5日が検針日です。												
2	柏原市 仕様書	6	第1章	第7条4	【事務所での通話料は、受託者が負担するもの】とありますが、直近3年分の年度毎の通話料をご教示ください。	R2年度：66,661円（税込） R3年度：84,504円（税込） R4年度：99,461円（税込）												
3	柏原市 仕様書	7	第1章	第10条 従事者	現受託者の人員体制をご教示ください。（事務員の半日出勤及び月半数出勤に関しては0.5人工で積算願います。）	約13人（検針員、事務員含む）です。												
4	柏原市 仕様書	19	第4章	第34条 収納率	当該年度の目標収納率を99.95%以上と定めるとございますが、過去5年間の現年度収納率及び過年度の収納率並びに〆月をご教授ください。また、目標収納率は当該年度のみで過年度は含まれないと解釈してよろしいのでしょうか、併せてご教示ください。	◎収納率（各年度3月末〆） H30年度：現年度；98.80% 過年度；95.57% H31年度：現年度；98.87% 過年度；95.71% R2年度：現年度；98.98% 過年度；95.11% R3年度：現年度；99.02% 過年度；95.52% R4年度；現年度；99.17% 過年度；94.82%  ◎目標収納率は当該年度での設定です。												
5	柏原市 仕様書	22	第1章	第2条・第3条	検針員は業務終了後、HTを毎日貴市へ返却しているのかどうか、現在の運用方法をご教示ください。	業務終了後、受託者の事務所へ持ち帰り所内で保管としております。												
6	柏原市 仕様書	別紙5	1 貸与品		中・高速ページプリンタのインクトナーやドラムユニットについて支給品でよいか、ご教示ください。	支給させていただきます。												
1	河南町 仕様書	河-4	第1章	21機材の準備	「車両の配備について、本事業専属車両として配備し」とございますが、近隣市との併用を考慮しています。必ず専属車両として配備しないとイケないのでしょうか、ご教示ください。	当検針時期に必要な車両数が不足する等の問題が起きないようであれば、他目的で利用していただいても問題ありません。ただし、迅速な対応がとれるようにして下さい。												
2	河南町 仕様書	河-7	第2章	第1節3	検針員は業務終了後、ハンディターミナルを毎日貴市へ返却しているのかどうか、現在の運用方法をご教示ください。	業務終了後、毎日返却していただいています。												

## プロポーザル実施要領等に関する質問回答

No.	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	ページ	項番	項目		
3	河南町 仕様書	河-8	第2章	第1節7	チラシ等の配布とございますが、過去5年間の実績をご教示ください。また、当該業務の労務費用等は受託者側が負担するのをご教示ください。	過去5年間の実績はありません。また、チラシ等配布はあくまで検針業務の付随業務（検針時に投函する作業）と考えているため、別途費用等は発生しないとする考えです。
4	河南町 仕様書	河-8	第2章	第1節6(3)	業務に関する件については、貴企業団の電話器をお借りして架電するというのでよいか、ご教示ください。	お客様に架電していただく必要がある際は、原則、受託者側にてご用意ください。
5	河南町 仕様書	河-12	第2章	第2節21(1)	受託者は、この業務に係る「管理技術者」を定めると記載してありますが、「管理技術者」とはどのような資格が必要か、ご教示ください。	給水装置工事主任技術者の資格が必要です。
6	河南町 仕様書	河-13	第2章	第2節27(3) (4)	止水栓の止水不良（口径13～25mm）などの軽易に修繕できる場合は、受託者側が修繕対応し、とありますが軽易に修繕できる付帯工事を実施した場合の費用は受託者側の負担となるのか、また、その場合、直近3年間の軽易に修繕できる工事の実施件数とその費用をご教示ください。	修理等を行う場合は、発注者負担となり、別途突発修理の報告をあげていただき、その後支払いとなります。 1年間での修繕件数は10件に満たないことがほとんどで、止水上部取替だけの場合は、15,000円程度です。
7	河南町 仕様書（別紙1）	河-18	業務予定件数		令和5年度の検針件数の記載がありませんが、検針業務は令和6年4月1日から業務開始と理解してよろしいでしょうか、また各年度ごとの検針件数は月（奇数月）件数と解釈してよろしいでしょうか、併せてご教示ください。	お見込みのとおりです。
8	河南町 仕様書	河-12	第2章	第2節25(1)	令和5年度と令和11年度の貴市支払限度額に8ヶ月ではなく、当該年度内の全メーター取替予定分の予算が計上されているのか、ご教示ください。	当該年度内の全メーターが取替対象です。
9	河南町 仕様書（別紙3）	貸与品一覧 検針業務			貸与品の検針用ハンディターミナル一式について何台貸与いただけるか、ご教示ください。	7台です。
1	太子町 仕様書	太-7	第2章	第1節 5検針業務	検針業務の精査および再検針業務は委託業務内に含まれているのでしょうか。また、検針データの送受信、照会や登録など料金システムを伴う作業があるのか、ご教示ください。	奇数月10日から18日に行う検針後の検針業務の精査及び再検針業務はありません。 また、料金システムを伴う作業はありません。
2	太子町 仕様書	太-7	第2章	第1節 5検針業務	検針員は業務終了後、ハンディターミナルを毎日貴市へ返却しているのかどうか、現在の運用方法をご教示ください。	業務終了後、毎日返却していただいています。

## プロポーザル実施要領等に関する質問回答

No.	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	ページ	項番	項目		
3	太子町 仕様書	太-8	第2章	第1節 6 (1)	チラシ等の配布とございますが、過去5年間の実績をご教示ください。また、当該業務の労務費用等は受託者側が負担するのをご教示ください。	過去5年間の実績はありません。また、チラシ等配布はあくまで検針業務の付随業務（検針時に投函する作業）と考えているため、別途費用等は発生しないとする考えです。
4	太子町 仕様書	太-11	第2章	第2節 20管理技術	受託者は、この業務に係る「管理技術者」を定めると記載してありますが、「管理技術者」とはどのような資格が必要か、ご教示ください。	給水装置工事主任技術者の資格が必要です。
5	太子町 仕様書	太-12	第2章	第2節 26 (3) (4)	止水栓の止水不良（口径13～25mm）などの軽易に修繕できる場合は、受託者側が修繕対応し、とありますが軽易に修繕できる付帯工事を実施した場合の費用は受託者側の負担となるのか、また、その場合、直近3年間の軽易に修繕できる工事の実施件数とその費用をご教示ください。	発注者負担です。
6	太子町 仕様書	太-17	(別紙1)	業務委託予定件数	令和5年度と令和11年度の貴市支払限度額に8ヶ月ではなく、当該年度内の全メーター取替予定分の予算が計上されているのか、ご教示ください。	当該年度内の全メーターが取替対象です。
7	太子町 仕様書	太-17	(別紙1)	業務委託予定件数	令和5年度の検針件数の記載がありませんが、検針業務の業務開始日は令和6年4月1日からの認識でよいのか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
8	太子町 仕様書	太-19	(別紙3)	貸与品等一覧	貸与品の検針用ハンディターミナル一式について何台貸与いただけるか、ご教示ください。	5台です。
1	千早赤阪村 仕様書	千-8	第2章	第1節6 (3)	業務に関する件については、貴企業団の電話器をお借りして架電するということでよいか、ご教示ください。	お客様に架電していただく必要がある際は、原則、受託者側にてご用意ください。
2	千早赤阪村 仕様書	千-8	第2章	第1節7 (1)	チラシ等の配布とございますが、過去5年間の実績をご教示ください。また、当該業務の労務費用等は受託者側が負担するのをご教示ください。	過去5年間の実績はありません。また、チラシ等配布はあくまで検針業務の付随業務（検針時に投函する作業）と考えているため、別途費用等は発生しないとする考えです。
3	千早赤阪村 仕様書	千-12	第2章	第2節21 (1)	受託者は、この業務に係る「管理技術者」を定めると記載してありますが、「管理技術者」とはどのような資格が必要か、ご教示ください。	給水工事主任技術者の資格が必要です。

プロポーザル実施要領等に関する質問回答

No.	質問箇所				質問内容	回答																																																																								
	書類名	ページ	項番	項目																																																																										
4	千早赤阪村 仕様書	千-13	第2章	第2節27 (3) (4)	止水栓の止水不良（口径13～25mm）などの軽易に修繕できる場合は、受託者側が修繕対応し、とありますが軽易に修繕できる付帯工事を実施した場合の費用は受託者側の負担となるのか、また、その場合、直近3年間の軽易に修繕できる工事の実施件数とその費用をご教示ください。	軽易に修繕できる場合は、受託者側の負担となります。量水器取替業務に先立ち、不良止水栓の交換等修繕が必要となることありますが、その場合の費用は発注者負担となります。毎年、4・5件の修理があります。																																																																								
5	千早赤阪村 仕様書	千-18	(別紙1)	業務委託予定件数	令和5年度から令和11年度までのメーター取替業務の口径別の業務予定件数をご教示ください。	メーターの年度別、口径別の交換件数は以下のとおりとなります。  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>φ13</th> <th>φ20</th> <th>φ25</th> <th>φ30</th> <th>φ40</th> <th>φ50</th> <th>φ75</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5</td> <td>175</td> <td>154</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>212</td> <td>131</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>105</td> <td>105</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>276</td> <td>82</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R9</td> <td>253</td> <td>129</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R10</td> <td>272</td> <td>48</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R11</td> <td>265</td> <td>78</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,558</td> <td>727</td> <td>33</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		φ13	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50	φ75	R5	175	154	3	1	1	1	0	R6	212	131	0	0	0	0	0	R7	105	105	3	0	2	0	0	R8	276	82	0	0	0	3	1	R9	253	129	0	0	0	0	0	R10	272	48	19	0	0	0	0	R11	265	78	8	2	3	2	0	計	1,558	727	33	3	6	6	1
	φ13	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50	φ75																																																																							
R5	175	154	3	1	1	1	0																																																																							
R6	212	131	0	0	0	0	0																																																																							
R7	105	105	3	0	2	0	0																																																																							
R8	276	82	0	0	0	3	1																																																																							
R9	253	129	0	0	0	0	0																																																																							
R10	272	48	19	0	0	0	0																																																																							
R11	265	78	8	2	3	2	0																																																																							
計	1,558	727	33	3	6	6	1																																																																							
6	千早赤阪村 仕様書	千-18	(別紙1)	業務委託予定件数	令和5年度と令和11年度の貴市支払限度額に8ヶ月ではなく、当該年度内の全メーター取替予定分の予算が計上されているのか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。																																																																								
7	千早赤阪村 仕様書	千-20	(別紙3)	貸与品一覧	受託業務に係る貸与品一覧に事務用品等とありますが、具体的にどのようなものを貸与いただけるか、また複合機が含まれているのか、ご教示ください。	事務用品等の貸与は受託者と協議の上、決定します。複合機は含まれていません。																																																																								